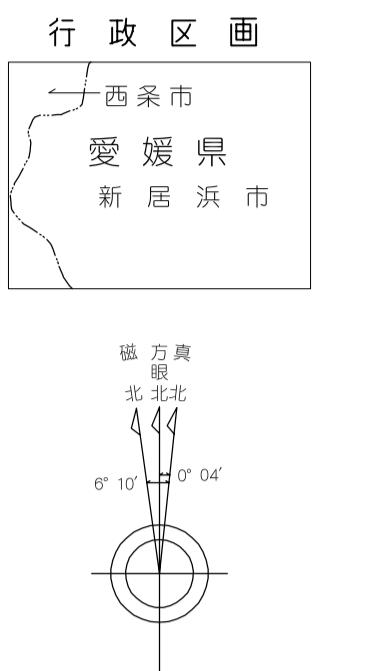


西条市用途図 50



37	38	
49	50	



上図は常に万朝北、真北、磁北
相違の関係を表わし、角度の数
値とは必ずしも一致しない。

凡 例	
-----	行政界
-----	都 市 計 画 区 域
-----	幹 線 道 路 沿 線 地 区 (100m)
特 定 用 途 制 限 地 域	田 园 居 住 地 区 (200m)
(1) 農用地区域	たゞし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保育林 (3) 農地法第6条第2項第1号口に掲げる農地 又は採草放牧地の区域
(2) 保育林	80m
(3) 農地法第6条第2項第1号口に掲げる農地 又は採草放牧地の区域	60m
80m	容積率
60m	建ぺい率
	形態規制

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の
規定による第II座標系
投影は高メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
万葉は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系による。